

2019.2.18

RDUF公開シンポジウム～研究データ利活用のさらなる促進のために～
@科学技術振興機構（JST） 別館1階ホール



「研究データのライセンス検討プロジェクト」 小委員会活動報告

研究データ利活用協議会ライセンス検討小委員会

委員長 南山 泰之（東京財団政策研究所政策データラボ）

副委員長 池内 有為（筑波大学大学院図書館情報メディア研究科）

小委員会（ライセンス）の設置目的

◆データの法的相互運用性を明確にすること

- － 研究者や研究機関が、研究データを公開する際のライセンス付与の検討・判断に資するガイドラインの作成を目標とする
 - ・ ツールだけではなく、リポジトリの選択基準も考慮に
 - ・ 著作権法、不正競争防止法の改正対応も視野に
- － 将来像は、チェックリストやプルダウン式で条件指定すると、最適なライセンスを推奨してくれるスキームをイメージ
- － まずは研究者間のデータ流通に際するコスト・リスクを減らすことを主眼とするが、民間企業（特に研究所）、自治体などのデータ利用もありうることを意識
 - ・ データの公益性、秘匿性に応じた扱いを考える

小委員会の活動

	タスク	2017年			2018年										2018年～19年	
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月～	～3月	
1	小委員会の立ち上げ	メンバー募集 活動案の策定														
2	インタビュー調査		調査項目立て（11月） インタビュー（12月～1月）													
3	アンケート調査					Web アンケート （2/13～3/20）										
4	関連文献の選定、レビュー		RDA/CODATA Legal Interoperabilityガイドライン 各種ライセンスツールのドキュメント、ほか													
5	ガイドライン(案)の作成								調査結果の集約 成果物イメージの共有		ドラフト作成 （7月予定）	レビュー依頼 （8月予定）	ガイドライン完成・公開			
6	報告書執筆										報告書完成					
7	ミーティング等		第1回MTG （11/10）		第2回MTG （1/10）			第3回MTG （4/20）		第4回MTG（6/4） JOSS（6/18）	第5回MTG （7月予定）		第6回MTG （9月予定）			

目次

1. インタビュー調査
2. アンケート調査
3. 基礎文献の翻訳・関連情報の収集
4. ディスカッション
5. ガイドライン案の策定
6. 今後の計画等

1. インタビュー調査

- 調査日時・対象
 - 2017年12月12日～2018年2月1日
 - 5名（分野：宇宙科学、環境学（学際分野）、社会科学、材料科学、情報法学・デジタルアーカイブ）
- 調査内容（抜粋）
 - ✓ どのような利用条件を課しているのか？
 - 主要な条件をアンケートやガイドラインに盛り込む
 - ✓ データポリシーの整備状況
 - ガイドラインの参考にする
 - ✓ ライセンスに関する課題や要望は？
 - 対策を検討する

利用者に示しているデータ利用条件

- 引用・出典の明示
- ダウンロード時に利用者・利用目的を報告
- 個別交渉を要するデータの存在
- 利用報告・謝辞への記載
- 転得禁止（第三者に利用させない）
- 分野の研究者のみ利用可能

既存の著作物向けライセンスで対応しづらい部分

データポリシーの整備状況と課題

- 利用規約ありのケース
 - 国外の事例を参考に作成
 - 利用者に沿っているか、の検証がしたい
- 作成中のケース
 - 類似の先行事例が不在等
 - 「どう使われたいか」を示すユースケースを用意して、それぞれの場合のライセンスやアクセス条件を設定したい

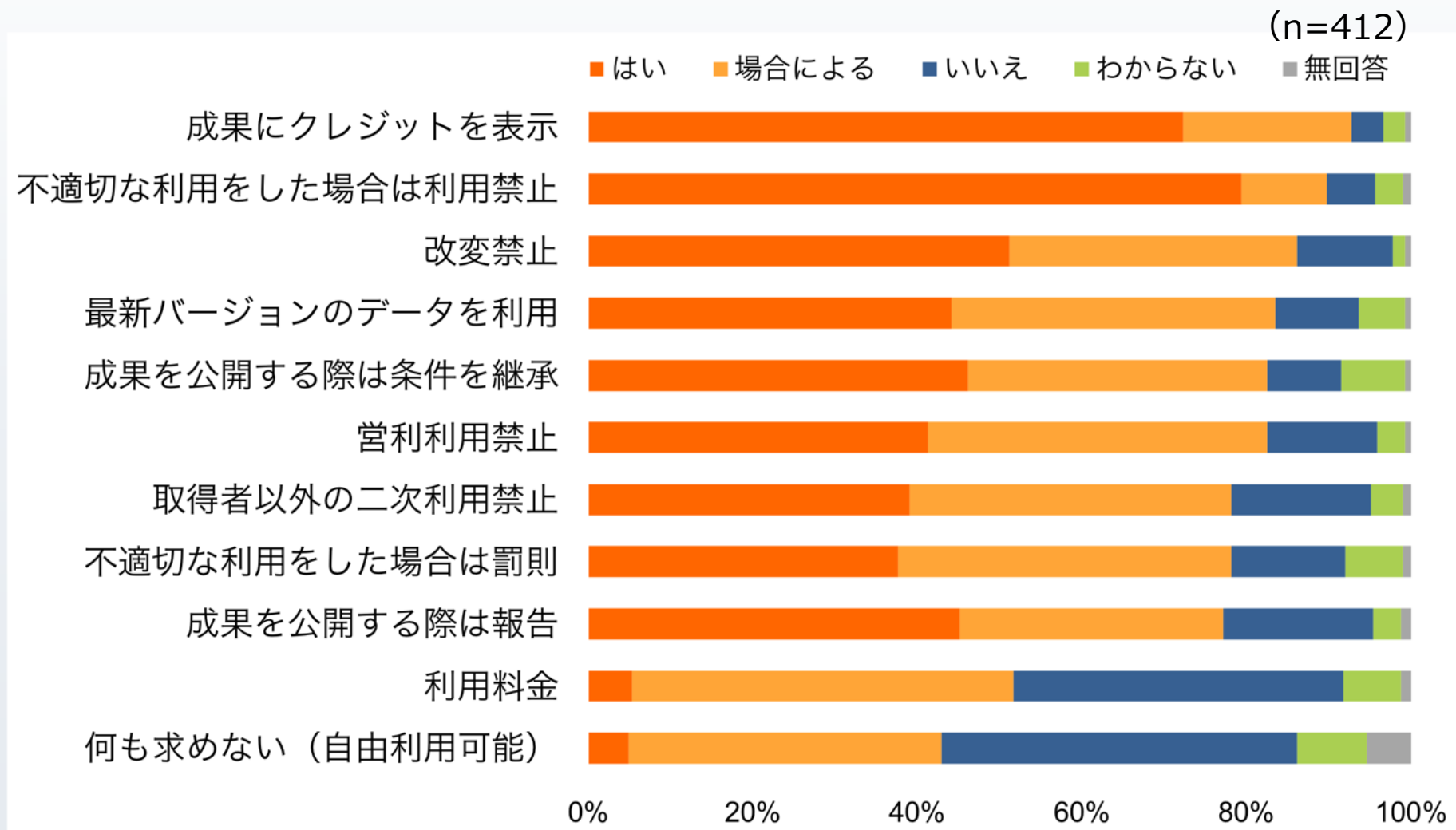
ライセンスに関する課題・要望

- 国内にデータの知財的側面を扱う専門家・団体が不在
- 問い合わせ窓口・機関が必要
- 公開・非公開の判断が難しい
- ソフトロー・規範・慣習・文化の醸成が必要
- データ保護の文化を醸成する担い手をどう育成するか、そのコストを誰が負担するのか

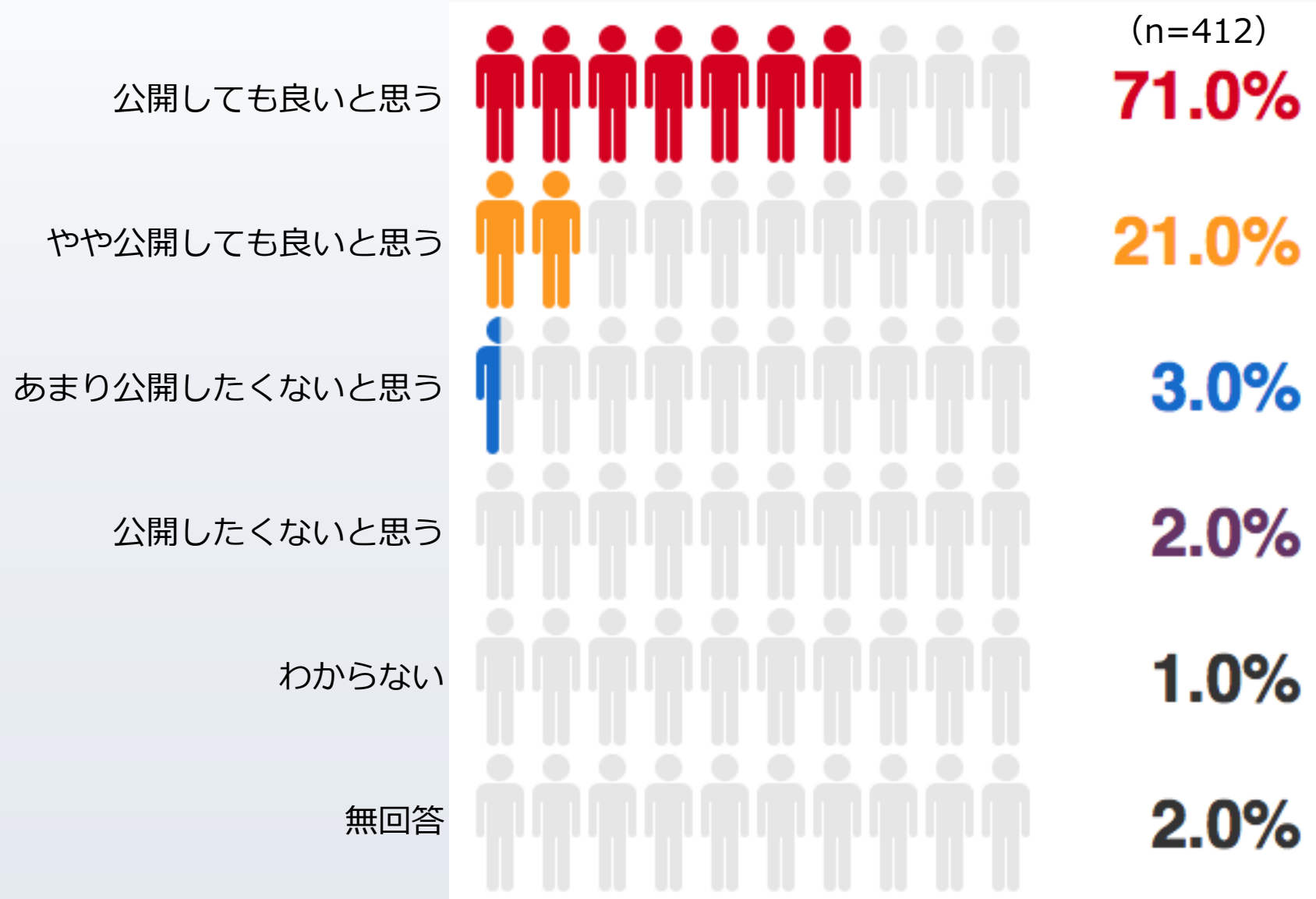
2. アンケート調査

- 調査日時・対象
 - 2018年2月13日～3月20日（オンラインアンケート）
 - 設問数：10問
 - 有効回答数：412名
 - ガイドラインレビュー協力者：59名
- 調査内容
 - ✓ データの利用者に求めたい条件
 - どのような条件を設定する必要があるのか
 - ✓ 利用条件が守られることはデータ公開につながるか
 - ✓ 既存ライセンスの認知度と使用経験
 - ガイドラインで採用するライセンス
 - ガイドラインでの説明の粒度

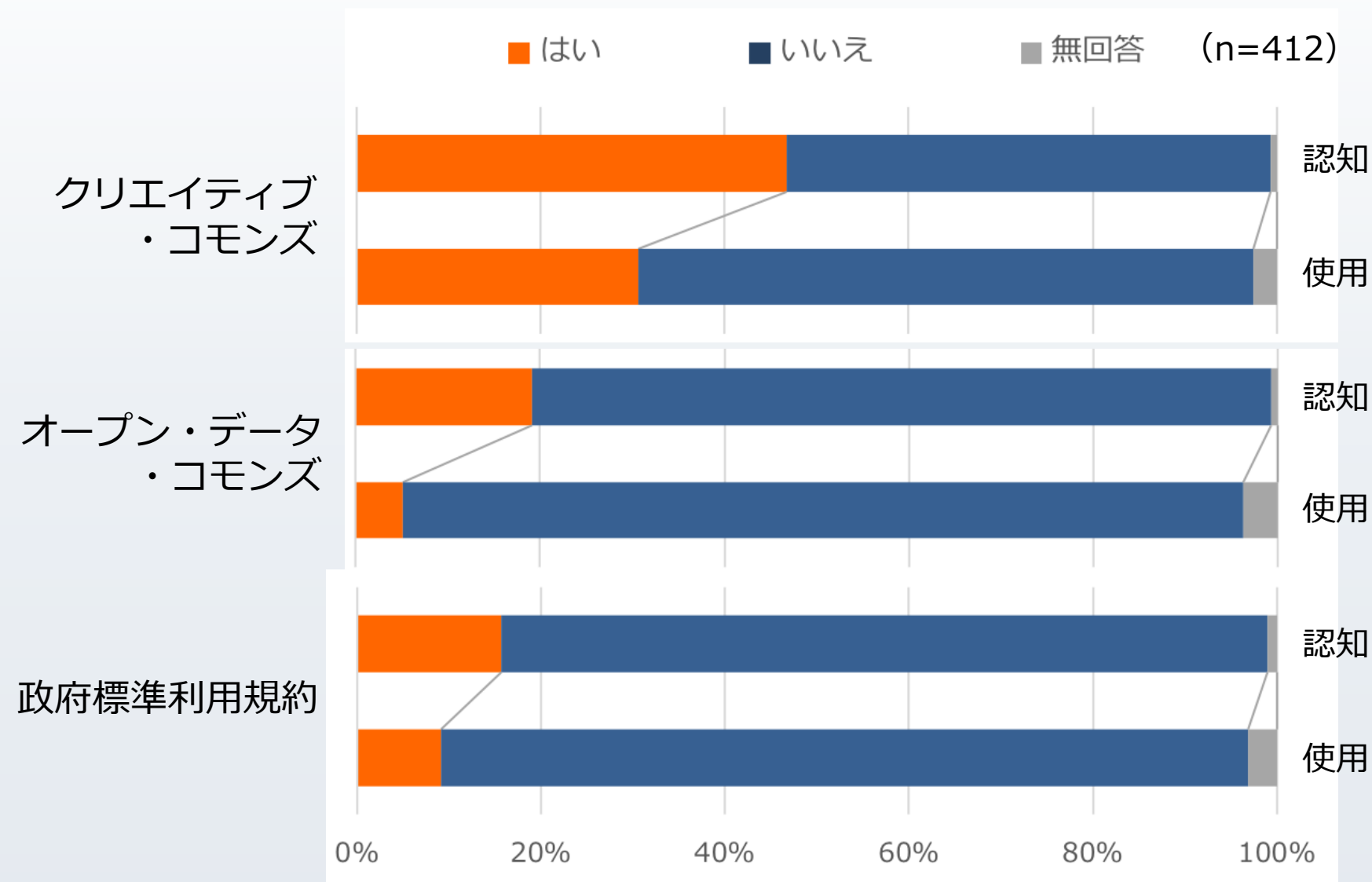
データの利用者に求めたい条件



条件を遵守してもらえらば、データを公開してもよい と思われますか？



ライセンスの認知度と使用経験



3. 基礎文献の翻訳・関連情報の収集

- RDA/CODATAによる法的相互運用性のガイドライン初訳作成
- ライセンスツールの整理
- 改正著作権法/不正競争防止法に関する情報収集

RDA/CODATAによるガイドライン初訳

- 研究データの法的相互運用性につき、
 - 分野や地域を超えたデータの再利用
 - 複数のデータセットの利用条件が異なる場合に対応するための指針と実施のガイドラインを提供
- 公的助成を受けた研究によるあらゆるタイプのデータを対象
 - 既存のライセンスツールの範疇で対応
 - プライバシーや国家安全保障、賠償責任等の法的問題に関する研究データの保護については、パブリックアクセスと再利用の利益とのバランスを取るという文脈を除いて取り扱っていない
 - 事実データに対するCCライセンス付与問題には、著作物性に影響されないCC0を推奨する形で回避

“Legal Interoperability of Research Data: Principles and Implementation Guidelines”

<https://doi.org/10.5281/zenodo.162241>

ライセンスツールの整理

ライセンスの整理表 ☆														Share		Y
File Edit View Insert Format Data Tools Add-ons Help Last edit was seconds ago																
100% \$ % .0 .00 123 Arial 11 B I A																
fx																
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M			
1		データに付与するライセンス一覧														
2					出典の明記		権利の明記		シェアする		二次利用		日本では			
3	番号	ライセンス名	カバー範囲	原作者名の表示	原作物への表示 (リンク)	ライセンスの表示	継承 (同様権利の強)	著作物の共有	著作物の複製	著作物の改変	著作物からの創作	日本法との接合	日本の事例	ライ		
4	1	GNU Free documentation License		要	不要	要		○	○	○		x	x	GNU	※原	
5	2	Open Data Commons Attribution License (ODC-By)	事実情報由来のデータ	要	不要	要	不要	○※	○※ (convey「移送」、 要約で言う「頒布」)	○	○	×※ 日本法を優先する		オー	オー	
6	3	Open Data Commons Open Database Licence(ODbL)	データベースのみ	言及なし	言及なし	要	要 「キープ・オープン」	○※	○※ (convey「移送」、 要約で言う「頒布」)	○	○	×※ 日本法を優先する		オー	オー	
7	4	Open Data Commons Public Dedication and License (PDDL)	コンテンツのみ	言及なし	言及なし		不要	○※	○	○	○	×※ 日本法を優先する		オー	オー	
8	5	UK Open Government License (OGL)		※ (原作物への	要 無理な場合は定型文を表示 "Contains public sector information licensed under the Open Government Licence v3.0."			○	○	○	○	x		HMS		
9	6	パブリックドメイン (PD)														
10	7	政府標準利用規約 (第2.0版)	作品 (著作物)	要	要	要	要	○ (人格権を	○ (人格権を	○ (人格権を	○ (人格権を	○		日本		
11	8	クリエイティブ・コモンズ 0 (CC0)	データとコンテンツの双方	不要	不要	要	(あらゆる権利を放棄する =可能な限りパブリックドメインに近いものにする)	○	○	○	○	x (日本法人あり)		クリ	http:	
		クリエイティブ・コモンズ 0 (CC0)												クリ		

関連法律の改正



文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

[English](#) [よくある御質問](#) [サイトマップ](#) 文字サイズ 標準 大 特大

サイト内検索 [御意見・お問合せ](#)

 文化庁の紹介

 政策について

 行事・シンポジウム

 広報・報道・お知らせ

 統計・白書・出版物

 申請・募集・情報公開

[ホーム](#) > [政策について](#) > [著作権](#) > [最近の法改正等について](#) > 著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）について

著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）について

1. はじめに

「著作権法の一部を改正する法律」が、第196回通常国会において、平成30年5月18日に成立し、同年5月25日に平成30年法律第30号として公布されました。本法律は、一部の規定を除いて、平成31年1月1日に施行されることとなっています。

（法律）

- [著作権法の一部を改正する法律 概要](#)  (85.1KB)
- [著作権法の一部を改正する法律 概要説明資料](#)  (1.3MB)
- [著作権法の一部を改正する法律 条文](#)  (204.3KB)
- [著作権法の一部を改正する法律 新旧対照表](#)  (280KB)

（政令・省令・告示）

- [著作権法施行令の一部を改正する政令及び著作権法施行規則の一部を改正する省令 概要](#)  (154KB)

[政策について](#)

- [文化行政の基盤](#)
- [芸術文化](#)
- [文化財](#)
- [著作権](#)**
- [国際文化交流・国際貢献](#)
- [国語施策・日本語教育](#)

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

[本文へ](#) [よくあるご質問](#) [サイトマップ](#) 文字サイズ変更 小 中 大  アクセシビリティ
障壁支援ツール

サイト内検索 [検索](#) [拡張検索](#)

[ホーム](#) [経済産業省について](#) [お知らせ](#) [政策について](#) [統計](#) [申請・お問合せ](#) [English](#)

[政策について](#) > [政策一覧](#) > [経済産業](#) > [不正競争防止法](#) > [不正競争防止法の概要と改正](#) > [不正競争防止法の概要と改正](#)

 印刷

不正競争防止法の概要と改正

- [逐条解説 不正競争防止法](#) **(New!)**
- [不正競争防止法の概要（テキスト2018 ver.2）](#) **(New!)**
- [不正競争防止法のこれまでの改正内容について](#) **(New!)**
- [平成30年度知的財産権制度説明会（実務者向け）の開催について](#) **(New!)**
- [偽装表示の防止と不正競争防止法（パンフレット）](#)

逐条解説 不正競争防止法

- [逐条解説 不正競争防止法（PDF形式：3529KB）](#)  **(New!)** ※平成30年11月29日施行の技術的制限手段の規律強化等を反映したものです（平成31年7月1日施行の「限定提供データ」等は反映されていません。）。

参考資料

- [「営業秘密管理指針」（全部改訂：平成27年1月28日）](#)

[政策について](#)

- [政策一覧](#)
- [経済産業](#)
- [対外経済](#)
- [ものづくり/情報/流通・サービス](#)
- [中小企業・地域経済産業](#)
- [エネルギー・環境](#)
- [安全・安心](#)
- [これまでの政策](#)
- [審議会・研究会](#) 
- [白書・報告書](#) 
- [法令](#) 

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/unfair-competition.html>

4. ディスカッション

Japan Open Science Summit 2018

ポリシー関連

14:30~16:00 中会議場A (2F)

C2

研究データのライセンス条件を考える：産官学ラウンドテーブル

(研究データ利活用協議会ライセンス検討小委員会)

A round-table on license for research data

南山 泰之

(情報・システム研究機構国立極地研究所)

Yasuyuki Minamiyama

(Library, National Institute of Polar Research)

池内 有為

(筑波大学大学院図書館情報メディア研究科)

Ui Ikeuchi

(Graduate School of Library, Information and Media Studies, University of Tsukuba)

研究データの公開者と利用者の双方にとって、有用かつ分かりやすいライセンス条件のあり方を議論する。まず、小委員会のアンケート調査の結果から、データ公開者のニーズや懸念について紹介する。続いて企業データ、デジタルアーカイブ、政府データのライセンスに関する課題を共有した上で、産官学の参加者による検討を行いたい。

The purpose of this session is to discuss useful and simple license conditions for both publishers and users of research data.

Firstly, we introduce the results of the survey conducted by the Subcommittee which analyze data publishers' needs and concerns.

Then, with panelists from industry-government-academia, we share issues of publishing data in industries, museums/libraries/archives, and government.

論点

1. データ公開の可能性

- ライセンスの処理が煩雑
- よい進め方は？ 参考になる事例は？

2. ルールの標準化

- 具体的な事例を明示しつつ，わかりやすい方法を模索したい
- 適切なライセンス＋標準的な規約の整備で対応できるか？

3. 適切な表示方法は？

- メタデータに記載か，ライセンスマークを表示か
- わかりやすい見せ方，慣習

プログラム

1. 趣旨説明

2. 話題提供

- **【産業】** 上島 邦彦（株式会社日本データ取引所 事業企画部 部長）
 - ・ データ流通市場から見た研究データへの期待
- **【オープンデータ】** 龍澤 直樹（内閣官房 情報通信技術（I T）総合戦略室 企画官）
 - ・ 政府におけるオープンデータの取組状況について
- **【デジタルアーカイブ】** 生貝 直人（東洋大学経済学部総合政策学科 准教授）
 - ・ デジタルアーカイブと権利表記
- **【学術】** 池内 有為（筑波大学大学院図書館情報メディア研究科）
 - ・ 研究データ公開におけるライセンスの現状と課題：インタビュー・アンケート調査の結果から

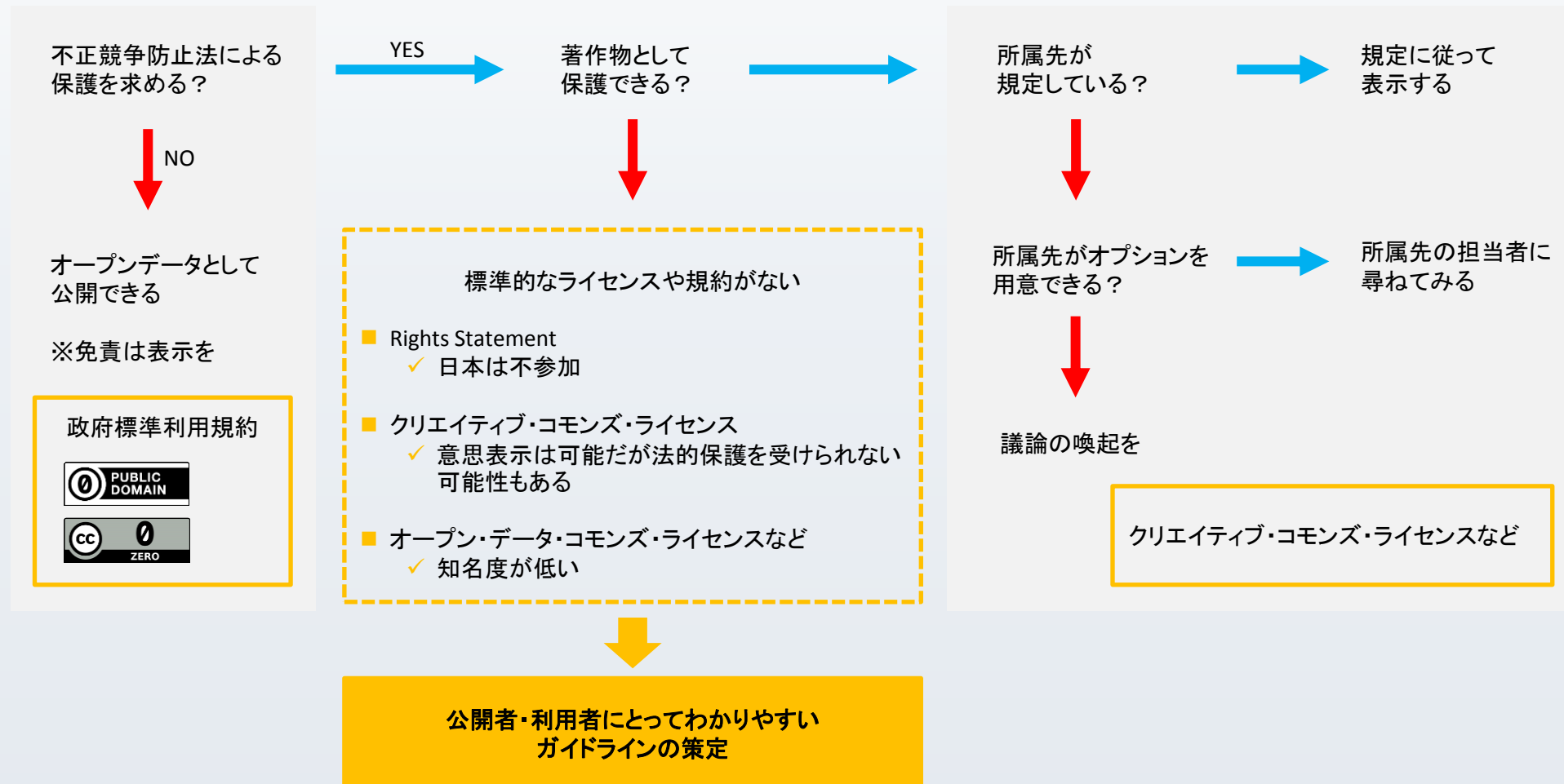
3. ディスカッション

ディスカッションの論点（抜粋）

- 1) 公開者と利用者の橋渡しをする「触媒役」の重要性
- 2) 法律の専門家を巻き込む必要性
- 3) デジタルアーカイブ、オープンデータ、民間の経験を導入したガイドラインの必要性
- 4) 若手研究者や研究支援者への教育やトレーニング
- 5) データ引用の徹底に関する要望
- 6) Open by Defaultへの意識付け

議論から見えてきたこと

※注: 下記イメージは作業中のものです。



5. ガイドライン案の策定

- 4つの質問で構成
 - **Q1. 開示対象とするデータの特定**
 - **Q2. 利用条件の表示：選択肢と表示例**
 - **Q3. データ公開に制約が生じる場合**
 - **Q4. 開示先の選択肢**
- 回答に応じて、研究者が研究データを広く一般公開したり、関係者間で共有するとき、考慮したほうがよい主な観点について必要な情報を提供
- 既存のライセンスツールとの接続を意識

ガイドライン（案）の利用によって

【Who】研究機関や大学に所属する研究者（個人）が

【When】研究終了後に

【What】論文の論拠としたデータを公開したり、データそのものを研究成果として発表するとき

【Why】無断転載や剽窃、不適切な加工、利害関係者とのトラブルといった問題を防ぐために

⇒ 自身が望むデータの利用条件を、第三者へ簡潔に伝えられるようになる

- ✓ データの利活用に直接関わる研究者のみならず、URA、データセンター、図書館等の研究支援部門によるサービス展開においても、基礎資料として活用が可能
- ✓ データに著作権が生じているかどうかの判断が不要に

レビュー依頼

- 概要
 - 期間：2018年11月8日～11月30日
 - 対象：協力者59名＋有識者（JOSS参加者など）数名へ依頼
 - 手法：Word、またはGoogleドキュメントへのコメント書き込み依頼
 - 合計コメント数：47件
- 並行して、国内リポジトリ名の使用許諾願いを実施
 - **Special Thanks!**：JDARN小委員会（リポジトリのリスト提供）

レビューで寄せられたコメント

- ガイドライン案の射程の明確化
 - 法人/組織/個人による、（商用を含む）研究利用のライセンス指定
- 「研究データ」の範囲
 - 「研究データ」とそれ以外（メタデータ等）の線引き
 - 電子データに限定すべきか、紙を含むか
- データの「利用」
 - 利用に公開を含むかどうか
- CCライセンスとの互換性と用語選択
 - e.g. 権利放棄 / 権利不行使
- 公開猶予期間（エンバーゴ）の設定

6. 今後のスケジュール

～2019年2月 ガイドライン案の確定

～2019年3月 ウェブサイトで公開
報告書の執筆、公開

2019年4月？ ライセンス普及小委員会（仮）の立ち上げ
(検討中)

今後の課題・想定される展開など

- 今後の課題
 - 研究用メタデータの取り扱い
 - 機械学習用データ対応
 - 「改変」の記述書式・記述項目の標準化
 - 機械可読性の担保
- ガイドライン案の扱い
 - リーガルレビュー
 - 近隣業界（公共、産業、デジタルアーカイブ等）とのすり合わせ
 - 各大学／研究機関への周知、普及
- 今後やりたいこと
 - ライセンス普及小委員会（仮）への引継ぎ
 - 各種媒体（口頭発表、記事執筆等）での普及活動
 - 分野別の作法との接続